

令和8年8月13日

桑折町議会議長 原 賢 志 様

桑折町議会議員

6 番 岡本 貴



一 般 質 問 通 告 書

桑折町議会会議規則第61条第2項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1. 今後4年間のまちづくりについて（国保税の負担、認知症、孤独・孤立、介護の予防）	桑折町総合計画「献上桃の郷こおり 未来躍動プラン」中期基本計画（令和7年度～令和11年度）が令和6年9月に策定され、人口減少・少子高齢化が更に進行する中、「健康長寿で元気なまちづくり」や「活力と賑わいに満ちたまちづくり」など、6つの基本方針に基づく施策が令和11年度までの5か年で推進されることとなっている。 本町の令和6年度の65歳以上人口は4,153人、高齢化率は37.7%となっており、独居世帯や高齢者のみの世帯の増加とともに、認知症高齢者への対応、地域とのつながりの希薄化による孤独・孤立の問題、介護予防の推進、国民健康保険財政の健全運営などへの対応が重要な課題となっている。 中期基本計画に掲げられた基本目標や重要業績評価指標（KPI）の達成に向け、令和11年度までに町がどのように取り組んでいくのか、次の点について町長の見解を伺う。 1） 国民健康保険税の負担について 国民健康保険事業については、被保険者の高齢化や医療費の増加など、制度上の構造的な課題を抱える中、	町長

様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

	中期基本計画では、特定健康診査受診率を令和11年度までに60.0%以上、特定保健指導終了率を72.0%とする目標が掲げられている。また、福島県では、県内どこに居住しても同じ所得・世帯構成であれば同じ保険税となる「完全統一」を令和11年度に実施することを目標としており、令和6年度から令和10年度までを移行期間として、保険税水準の統一に向けた取り組みが進められている。こうした制度改正を踏まえ、被保険者の保険税負担の軽減と国民健康保険事業の健全な財政運営の両立に向け、町として今後どのように取り組んでいくのか伺う。 2) 認知症予防と共生のまちづくりについて 本町では、認知症初期集中支援チームの設置やチームオレンジこおりの活動、認知症高齢者等見守りQRコード活用事業、認知症サポーター養成講座などにより、認知症の早期発見・早期対応や正しい知識の普及啓発、地域における見守り・支え合い体制の構築に取り組んでいる。中期基本計画期間において、認知症予防の推進とともに、認知症になっても本人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりに向け、令和11年度までにどのような施策を重点的に推進していくのか伺う。 3) 孤独・孤立の予防について 高齢化が進行し、高齢者の独居世帯や高齢者のみの世帯が増加する中、地域における人間関係の希薄化が懸念されている。中期基本計画では、高齢者の地域活動への参加割合を令和13年度までに65%とする目標が掲げられている。地域サロンや「いきいき百歳体操」などの通いの場の充実、生活支援体制整備事業を通じた地域のつながりづくりなど、孤独・孤立の予防に向けた取り組みについて、令和11年度までに、参加していない高齢者への働きかけを含め、どのように推進していくのか伺う。 4) 介護予防について 本町の要介護認定率は令和5年度時点で18.1%であり、中期基本計画では令和11年度までに19.1%以下に抑制することを目標としている。また、「い
--	---

様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

	きいき百歳体操」の実施グループ数を令和11年度までに40グループ・約650人に拡大する目標が掲げられているほか、フレイル対策や自立支援型地域ケア会議の開催などにも取り組んでいるところであるが、介護予防の推進と介護保険事業の安定的な運営に向けた具体的な方策について伺う。	
2. 今後4年間のまちづくりについて（農業産業振興）	農業産業振興分野では、桑折JCTで東北自動車道と東北中央自動車道が結節し、伊達桑折インターチェンジにも近接する交通利便性を生かし、工場・物流団地の形成や新たな雇用創出に向けた取り組みが進められているところである。また、地域おこし協力隊制度を活用し、本町特産の桃の産地維持・継承を目的に、隊員が指導農家のもとで栽培技術や農業経営を学び、任期後の独立就農を目指している。また、近年は活用分野を広げ、商業の活性化や空き家の利活用に取り組む協力隊員の募集も行っており、移住促進や地域課題の解決につなげようとしている。 中期基本計画に掲げられた基本目標や重要業績評価指標（KPI）の達成に向け、令和11年度までに町がどのように取り組んでいくのか、次の点について町長の見解を伺う。 1) 伊達桑折インターチェンジ周辺の企業誘致について 伊達桑折インターチェンジ周辺の三角地区については、民間事業者による工場・物流団地の開発が計画されており、中期基本計画では、当該周辺の開発面積を令和11年度までに190,000㎡とする目標が掲げられている。また、三角地区は地域未来投資促進法に基づく県北地域基本計画の重点促進区域に位置付けられ、土地利用の調整を図りながら企業立地を促進することとされている。一方、計画されている開発については、現時点において具体的な事業の進展が見えにくい状況にある。中期基本計画に掲げる目標の達成に向け、現在の進捗状況及び事業を進める上での課題を町としてどのように認識しているのか。また、今後、民間事業者や進出予定企業との調整、必要な支援策などにどのように取り組み、企業立地と新たな雇用創出	町長

様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

	につなげていく考えなのか、今後の見通しとあわせて伺う。 2) 地域おこし協力隊制度の活用について 本町では、移住・定住の促進や新規就農者の育成、地域課題の解決などを目的に地域おこし協力隊制度を活用しており、中期基本計画では、令和6年度に11人であった隊員数を令和11年度までに10人以上とする目標を掲げている。一方、農業部門の隊員数は令和8年度現在3人となっており、近年は商業の活性化や空き家の利活用など、新たな分野での隊員募集も行われている。今後、隊員の確保とともに、任期終了後の定住や起業・就業への定着支援をどのように進め、地域の担い手確保や移住・定住の促進につなげていくのか伺う。	
--	--	--